

特定商取引法に基づく表記

「特定商取引に関する法律」第11条（通信販売についての広告）に基づき以下に明示いたします。

運営者	株式会社トヨタユーワゼック
運営者住所	〒261-7128 千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBGウエスト28F
運営責任者	株式会社トヨタユーワゼック 代表取締役社長 北口 武志
電話番号	0800-700-7700 (トヨタ自動車株式会社 お客様相談センター)
販売会社	各商品ページをご覧ください
販売会社所在地	各商品ページをご覧ください
販売会社電話番号	各商品ページをご覧ください
販売会社責任者	各商品ページをご覧ください
販売価格	各商品ページをご覧ください
車両価格以外に ご負担頂く費用	<ul style="list-style-type: none"> 諸費用（保険料・税金・登録等に伴う費用・分割払い手数料） オプション費用（延長保証・点検整備・クリーニング・ETCセットアップ等、各プラン内容により異なります。） ※自動車関係諸税は登録時に確定するため契約時から変更になる場合があります。 ※販売会社所在都道府県外で登録する場合、法定費用が変更になる場合があります。
代金の支払方法	現金払い（銀行振込）、クレジットカード支払いまたは分割払い（クレジット会社：トヨタファイナンス）
代金の支払時期	<ul style="list-style-type: none"> 銀行振込：「1回払い」をご選択の場合は、ご注文後金融機関の3営業日以内に支払総額をお振込いただきます。「2回払い」、かつ、その支払方法として銀行振込をご選択の場合は、ご注文後金融機関の3営業日以内に売買契約に定める支払総額のうち、諸費用相当額をお振込みいただき、後日、本サイトから送付される残金金額を依頼するメール送信から金融機関の5営業日以内に残額を販売会社指定の銀行口座へお振込みいただきます。 クレジットカード支払い：「2回払い」の場合、かつ、2回目の支払方法としてクレジットカード支払いをご選択の場合は、売買契約に定める支払総額のうち諸費用相当額を控除したその余の金額について、お客様へのクレジットカード決済完了通知日に決済され、引落しは、お客様とクレジット会社との契約等に基づき行われます（1回目の支払方法については、ご注文後金融機関の3営業日以内に、売買契約に定める支払総額のうち、諸費用相当額をお振込みいただきます。）。なお、販売会社の設定により、クレジットカード支払いをご利用いただけない場合がございます。 分割払い（クレジット会社：トヨタファイナンス）：審査結果ご連絡後、金融機関の3営業日以内に頭金の全額を販売会社指定の銀行口座へお振込みいただき、分割払金は、クレジット審査の内容、およびクレジット会社の規定等に基づきお支払いいただきます。
商品の引渡し時期	当サイトでの商品ご注文後（頭金もしくは支払総額をご入金後）お客様に郵送にて登録関連書類一式を送付いたします。 この登録関連書類一式を受領後14日以内に返送いただいた後、およそ2~3週間にてご希望の店舗・場所にてお受け取りいただけます。
注文確定後のキャンセル	ご利用規約【第7条（売買契約の解除）】に従い、お客様は注文確定以降、販売会社への通知により売買契約を解除（キャンセル）することができます。但し、通知時期によって以下に定める料金をお支払いいただきます。 ・登録関連書類返送後から納車までの間：解除手数料50,000円（税抜）、点検整備架装に要した実費相当額および環境性能割。
返品・交換	<p><お客様の都合による場合> お客様は、納車後7日以内に、以下に定める返品適用条件をすべて満たし、所定の返品手続きを経たうえ、解除手数料50,000円（税抜）に加え、点検整備架装に要した実費相当額、環境性能割を販売会社に支払うことによって、注文車両を返品し、売買契約を解除することができます。</p> <p><返品適用条件></p> <ol style="list-style-type: none"> 当該車両の売買契約を解除する旨を記載した書面を、お客様から販売会社に発すること 当該車両の納車後の走行距離が1,000km以下であること 当該車両の納車後に新たにキズ・凹みがついていないこと 当該車両の納車後に事故を起こしていないこと 当該車両の納車時に付された機能や機器が納車時の状態で存在していること 当該車両の納車後に通常の走行以外の用途（レース、ラリー等）で使用していないこと 納車時と解除時で、当該車両の車検証上の名義が同一であること 解除時に自動車税（種別割）、駐車禁止違反反則金等の当該車両に係る責務が存在しないこと 解除時に当該車両が責務を担保するための目的物となっているなど、当該車両に対する処分権限が妨げられる権利、事由が存在しないこと <p><返品手続き></p> <ol style="list-style-type: none"> 当該車両の売買契約を解除する旨を記載した書面を、お客様から販売会社に発すること 当該車両の状態の確認を、販売会社の指定した販売会社の店舗にて実施すること 当該車両を、販売会社の指定した店舗へ引き渡すこと 販売会社に対し必要書類の一式を交付すること <p><契約内容に適合しない不具合がある場合> お客様は注文車両の納車後1年以内に、注文車両に契約内容に適合しない不具合を発見し、かつ販売会社に対してその旨を通知した場合、お客様の請求により、販売会社は民法、商法の規定、および保証書によって責任を負います。この場合、販売会社の任意の方法において不具合を修補できるものとします。 ただし、通常の使用による消耗部品類の交換等、および前所有者による使用状態または経年による消耗に起因する不具合については、この限りではありません。</p>